



生涯サポートコスモ

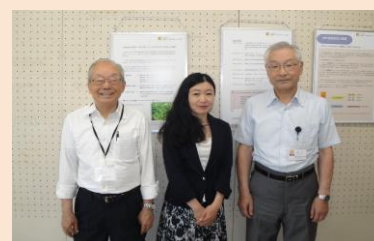
Vol.17
令和2年
(2020.7)

篠原 忠 先生の退会に寄せて (その1)

今回は、本年3月31日付けでの社会保険労務士会退会に伴い当社も退会された篠原忠先生に、社会保険労務士として、さらには当法人における活動について振り返っていただくために桑原顧問、松尾顧問にも同席いただいてインタビューした内容を掲載いたします。(編集委員 萩原)

萩原) 篠原先生は当社団法人の創設の時から参加され、基盤づくりにご尽力いただくとともに、特に年金相談会では支援相談員として、後輩の相談員から非常に頼りにされておりました。

またご自身の年金相談の経験を通じてまとめられた独自の資料を、「障害年金裁定請求実務の基礎」という年金相談者の必携書ともいべき実務書の編著者として、長年にわたるノウハウを惜しみなく公開いただいたという点で、創設したばかりのコスモの方向性づくりに多大の貢献をいただきありがとうございました。



勤労福祉会館相談会の様子

最初に社会保険労務士の資格を取得された経緯について、お伺いしたいと思います。

篠原) 退職後何もしないのもさみしいので、資格を活かした仕事をしようと思いたち社会保険労務士が面白そうだなと思ったのが最初です。在職中に労働組合とやり取りをしていた関係で、労務問題に関係する法律として労働基準法をはじめとした労働法が実務上必要で、よく勉強していました。そのようなこともあり社会保険労務士の資格に関心を持つようになり、取得しようと思ったものです。

実際には退職した年は半年間しか勉強する時間がなくて間に合わず、次の年まで勉強して平成15年度の試験で合格、翌年登録しました。社会保険労務士を取得した後は労働法を中心にやろうと思っていましたが、入会した時に区の福祉事務所での資産調査員の話があり、その業務の中で年金実務が求められたこともあって、その後の活動は年金を中心にしたものになりました。

萩原) それでいよいよ年金を中心にした社会保険労務士の仕事が始まったわけですね。あまり年金実務のご経験はなかったように伺いましたが、最初のころはいかがでしたか？

誌名:「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、高齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください!

- ①障害年金をはじめとした高齢・遺族を含む年金全般に関するご相談
- ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウンセリング
- ⑤メンタルヘルス体制の構築

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

篠原) はじめて仕事場に行って、社労士ということでこれやってくれませんかと言われた仕事が障害年金の裁定請求でした。年金は受験の時に勉強した程度の知識しかなかったので、弱ったなと思った記憶があります。その日の勤務終了後、まっすぐ池袋のジュンク堂書店に行き、年金の専門書を探しにいったのを覚えています。



篠原 忠先生

最初買った専門書が「障害年金の請求の仕方の解説～精神障害者・知的障害者のために～」という大判の本でした。現在は絶版になっていますが、全国精神障害者家族会連合会の編纂になる本で、障害年金の請求の仕方についての詳細な解説があり、非常に参考になりました。その後しばらくは手許において、折に触れて開いて疑問を解決するといった私にとってはバイブルのようなものでしたね。

そのころは障害年金の専門書があまり出ておらず、あとは「障害給付のQ&A」(注1)を出版していた厚生出版や服部年金企画の本など。社会保険事務所(現年金事務所)に障害年金の手続きに行ったときに、当時のベテラン職員の方々からいろいろ教えてもらったのも大いに役に立ちました。



障害年金裁定請求実務の基礎

その後では、コスモの前身の自主研で使用した障害年金実践マニュアルや障害年金に関する社会保険審査会の裁決集も参考になりましたね。特に争いになったものは争点が明確になっており、それに関して解説されているのでとても参考になりました。(注2)

萩原) 障害年金の手続きをおやりになって、その当時は年金実務については初心者だったと思いますが、感想はいかがでしたか？

篠原) おもしろいというよりもやはり大変でしたよ。ただ社会保険労務士としてできないというわけにはいかないの、参考書と首っぴきになってやりました。時間があるときに参考書をざっと読んでおくと、実際に必要になったときに内容がおぼろげに思い出され、あの辺にあったなと大体見当がついてくる。それを繰り返しているうちに障害年金がなんとなく見えてくるようになった記憶があります。それに厚生労働省の障害年金認定基準も参考にしました。厚生労働省のHPから認定基準を出力して、その後の改正内容の概要を書いておく。当時は改正が多かったので、具体的な事例にあたりながら関連する部分を繰り返し見て改正箇所を追いかけるという方法をとっていました。そのようにしているうちに全体が見えてきて、非常に理解が進みましたね。

それと実務について、「例えば、障害等級3級の方が亡くなったときは、障害等級2級の者が亡くなったものとする」との扱いは一般の本には出ていない。そんな時には通達にあたりました。参考書と比べると読みにくいものですが、根拠条文も出ており、これは非常に勉強になりました。

萩原) 先ほど最初に障害年金をおやりになったのは、区の仕事でとおっしゃいましたが、そのあたりのところをもう少し詳しく教えていただけませんか？

篠原) 資産調査員というのは、実際の業務は年金を中心にしたものになるのですが、その中で障害年金をてがけることが多くありました。練馬区が資産調査員を導入した時、最初に私を含め社会保険労務士3人がそれぞれの福祉事務所に配属されました。当時は杉並区が資産調査員制度をスタートさせたのが早く、参考のために話を聞きに行こうって、実際の様子を教えてもらいに行ったことがありました。練馬区は杉並区の1年遅れのスタートでしたね。

注1 「障害給付のQ&A」は当時は厚生出版社より発行されていたが平成16年7月で絶版。その後平成24年2月に旧版の改訂版を健康と年金出版社が発行し、現在も毎年改訂版が発行されている。

注2 「障害年金請求援助・実践マニュアル」監修・編集 高橋芳樹 中央法規出版
「採決事例による社会保険法」加茂紀久男著 民事法研究会出版

(その2に続く)

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」 (令和 2 年法律第 40 号) の主だった改正内容のお知らせ

令和 2 年 5 月 29 日に第 201 回通常国会において、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金にかかる定時決定の導入及び在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、政府管掌年金事業等の運営の改善、独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止、障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等の措置を講ずることを改正の趣旨として、参院可決で成立し、令和 2 年 6 月 5 日に公布されました。

これにより一部改正された法律は 18 を数えます。そのうち主だった改正内容をお知らせします。

■ 年金受給開始時期の選択肢の拡大

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給開始時期は 65 歳ですが、繰上げ受給開始は 60 歳から、繰下げ受給は 70 歳までの範囲で選択できます。この受給開始時期の選択肢を 60 歳から 75 歳の間に拡大するというものです。令和 4 年 4 月時点で 70 歳未満者に適用です。(令和 4 年 4 月 1 日施行)

■ 被用者保険の適用範囲の拡大

社会保険労務士・弁護士・公認会計士などの事業所で常時 5 人以上使用は適用事業所となります。(令和 4 年 10 月 1 日施行)

短時間労働者の被用者保険適用の事業所規模を拡大します。現行 500 人超えの事業所から「100 人超え」へ拡大(令和 4 年 10 月 1 日施行)・「50 人超え」へ拡大(令和 6 年 10 月 1 日施行)となります。

国・自治体などに勤務する厚生年金・健康保険適用の短時間労働者は共済組合の短期給付適用になります。(令和 4 年 10 月 1 日施行)

■ 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金に在職定時改定を導入します。毎年 9 月 1 日を基準日として基準日前の期間を基礎とし 10 月分からの年金額が改定されます。(令和 4 年 4 月 1 日施行)

65 歳未満者の在職支給停止制度の見直しです。低在老(60 歳から 64 歳の間)の支給停止の仕組みを高在老(65 歳以上)と同様に見直し、支給停止基準額現行 28 万円を 47 万円(令和 2 年度額)に引き上げます。(令和 4 年 4 月 1 日施行)

■ その他

年金手帳から基礎年金番号通知書に切り替え(令和 4 年 4 月 1 日施行)/福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止(令和 4 年 4 月 1 日施行)/障害基礎年金の前年所得による支給停止をその年の 10 月から翌年の 9 月までに変更(第 36 条の(令和 3 年 8 月 1 日施行)/寡婦年金の条件緩和(令和 3 年 4 月 1 日施行)/保険料免除の拡大(令和 3 年 4 月 1 日施行)/任意加入の制限追加(令和 3 年 4 月 1 日施行)/脱退一時金の額の変更(令和 3 年 4 月 1 日施行)/年金生活者支援給付金制度の所得・世帯情報の照会対象者見直し(令和 4 年 4 月 1 日施行)/児童扶養手当と障害年金の併給調整見直し(令和 3 年 3 月 1 日施行)など

「活動の記録」：(令和2年3月～6月)

- ① 無料年金相談会
 第111回：令和2年 3月 8日(日)きらら
 第112回： 4月 5日(日)ういんぐ
 第113回： 5月10日(日)きらら 中止*
 第114回： 6月 7日(日)ういんぐ

- ② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見):Coconeri
 第76回：令和2年 3月21日(土) 中止*
 第77回： 4月18日(土) 中止*
 第78回： 5月16日(土) 中止*
 第79回： 6月20日(土)

注記)：中止* は新型コロナウイルス感染防止の観点から会場が使用できないこと等に伴う中止

- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 第48回：令和2年 3月14日(土)
 第49回： 4月11日(土)
 第50回： 5月 9日(土)
 第51回： 6月13日(土)

- ④ 年金ゼミナールプロコース(全4回)
 令和2年2月 9日(日)、16日(日)、
 3月 1日(日)、22日(日) 中止

※3月22日(日)は新型コロナウイルス感染防止のため会場が使用できないことに伴う中止

- ⑤ 定時社員総会
 令和2年5月29日(金)

「今後の予定」：(令和2年7月～10月)

- ① 無料年金相談会
 第115回：令和2年 7月 5日(日)きらら
 第116回： 8月 2日(日)ういんぐ
 第117回： 9月 6日(日)きらら
 第118回： 10月 4日(日)ういんぐ

- ② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見):Coconeri
 第80回：令和2年 7月18日(土)
 第81回： 8月22日(土)
 第82回： 9月19日(土)
 第83回： 10月24日(土)

- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 第52回：令和2年 7月11日(土)
 第53回： 8月 8日(土)
 第54回： 9月12日(土)
 第55回： 10月10日(土)

- ④ 年金ゼミナールプロコース
 令和2年9月 5日(土)
 ※中止になった3月22日の代替開講

無 料 年 金 相 談 会 の ご 案 内

コスモでは、定例の無料年金相談会を開催しております。お気軽にご相談ください。

1. 開催場所および開催日

開催場所		開催日(原則)
きらら	豊玉すこやかセンター6階 (練馬駅中央口 徒歩5分)	奇数月・第1日曜午後
ういんぐ	石神井保健相談所内 (石神井公園駅南口 徒歩8分)	偶数月・第1日曜午後
Coconeri	区民・産業プラザ (練馬駅北口直結)	毎月・第3土曜午後
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 (大泉学園駅南口 徒歩3分)	毎月・第2土曜午後

2. 相談内容：年金全般(障害、高齢、遺族)

3. 申込み方法：

- きらら・ういんぐ、Coconeri：申込書によりFAXまたは、
 コスモHPの問い合わせフォーム(<http://ntscosmo.com/>)にてお申込みください。
 ※申込書はコスモHPおよび上記開催場所、各地域保健所等において配付しております。
- 勤労福祉会館：直接電話で申し込みください。☎03-3923-5511